

保護者様

磐田市立豊岡北小学校長

新型コロナウイルス感染症における対応の変更について

令和5年4月28日に学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され、同年5月8日から、新型コロナウイルス感染症については、第二種の感染症に位置付けられることになりました。また、同年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することになります。これを踏まえ、文部科学省は4月28日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

そこで、新型コロナウイルス感染症における出席停止等の対応について、下記のように変更します。保護者の皆様には、御理解と御協力をいただきますよう、お願いいたします。

記

1 出席停止等の基準（太字ゴシック体部分が変更部分）

状況		児童	期間等
児童	風邪症状	病欠	発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理せずに自宅で休養することが重要です。従前であれば出席停止の対象でしたが、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。お子さんの健康状態を踏まえて御判断ください。
	感染者	出席停止	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで、無症状の場合は検体採取日から5日を経過するまでを基準とします。 出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨します。
	濃厚接触者	登校可	（濃厚接触者の特定が行われなため）
同居家族	風邪症状	登校可	本人に風邪などの症状がなければ登校は可。 （濃厚接触者の特定が行われなため）
	感染者		
	濃厚接触者		

2 その他

- ・コドモンへの体温入力は継続をお願いします。

担当教頭（松島）
電話番号 62-2036